

ODR 推進検討会 第3回会合におけるヒアリングのための配布資料

2020年11月17日

オブザーバー 日本弁理士会

民間調停の和解合意に対する執行力の付与についての意見を説明するために、下記資料を提供する。

1. 日本知的財産仲裁センターにおける調停の取扱いの現状
2. アンケート結果
3. 提案事項
4. その他
5. まとめ

1. 日本知的財産仲裁センターにおける調停の取扱いの現状

日本弁理士会は、日本弁護士連合会と共同で、1998年に日本知的財産仲裁センター（以下「当センター」という）を設立し、共同でこれを運営してきた。そして、当センターの母体団体として、弁護士とともに、仲裁人候補者、調停人候補者、及び当センターの特徴である事件管理者を提供してきている。

日本弁理士会が関係する機関として、民間調停を提供するものは日本知的財産仲裁センターだけである。今日は、日本知的財産仲裁センターの活動による民間調停の和解合意に対する執行力の付与に関して要望及び考慮すべき事項を説明する。

日本知的財産仲裁センターは、調停サービスのサービスを設立当初から22年継続してきている。当センターは2012年11月1日にADR法による認証紛争解決事業者となった。当センターは事件管理者を設け、事件の管理だけでなく、申立段階での相手方応諾勧誘に活躍している。そうはいつでも、当センターによる調停の取扱件数、すなわち、申立人の調停申立てに相手方が応諾して審理が進行した件数はこの5年間で、年間1件から4件という状況である。

当センターの調停の利用者は、知的財産を活用するあらゆる規模の企業、個人事業者、研究者、知財開発部門の従業員個人等である。知的財産を活用する企業のニーズを調べるには、その中でも日本知的財産協会（以下「知財協」という）の会員が適確かつ大きなターゲットになる。知財協とは、これまでも定期的に意見交換を行ってきた。

2. アンケート結果

次の二つのアンケートの結果を紹介する。

- (1) 実施者：日本弁理士会 ADR 推進機構

(2) 実施者:日本知的財産仲裁センター

(1) 日本弁理士会 ADR 推進機構実施のアンケートの結果

日本弁理士会では、ADR 推進機構という委員会が知財仲裁センターをバックアップしている。ADR 推進機構は、知財協に対して、2016 年に、ADR に対する実態調査を行った。このアンケートの結果のうち、民間調停の和解合意に対して執行力を付与することの議論に関連するものを紹介する。

アンケートの概要

回答依頼先数:一般社団法人日本知的財産協会の会員 943 社

回答期間:2016 年 7 月 15 日~8 月 10 日

回答数:365 社

アンケート結果の内容

次の 2 問に対して、執行力の付与に関連する回答が得られた。

問 6 「知財仲裁センターの調停を検討し、実際に利用したことがありますか？」

問 16 「貴社が知的財産に関する紛争を解決するときに重視する方針は何でしょうか？」

問 6 「知財仲裁センターの調停を検討し、実際に利用したことがありますか？」

の設問には、①検討しなかったと回答した者と②検討したが利用しなかったと回答した者があった。

① 検討しなかったとの回答者の、その回答理由

該当する案件がない者が 39%もあったので、該当する案件があった者の中での検討しなかった理由の内訳をみる

「調停の効力に疑問」(執行力の付与に関するもの) 15%

同程度に選ばれた理由(多い順)

- 特許庁判定や裁判などの他の制度を利用、
- 当事者間で交渉、
- 制度の理解不足、
- 制度へ疑念あり

② 検討したが利用しなかったとの回答者の、その回答理由

「調停の効力に疑問」(執行力の付与に関するもの) 12%

同程度に選ばれた理由(多い順)

- 当事者間交渉で解決、
- 不応諾、
- 特許庁判定や裁判などの他の制度を利用した

問 16 「貴社が知的財産に関する紛争を解決するときに重視する方針は何でしょうか？」

について、選択肢を 16 設け複数回答可とした。

16 のうち、「法的に拘束力のある結果を得られること」 162 名であった。

アンケート回答者の約 44%が法的拘束力を紛争解決の際に重視している

(1) のアンケート結果の纏め

当センターの調停の利用を検討しなかった理由の内訳として、15%が「調停の効力に疑問」であった。

検討したが利用しなかったと回答した者の理由の内訳として、12%が「調停の効力に疑問」であった。

回答者のうち、約 44%が法的拘束力を紛争解決の際に重視している。

(2) 日本知的財産仲裁センター実施のアンケートの結果

2018 年には、当センターが、知財協に対してアンケートを行った。アンケートでは、個々の項目において、回答と共に回答理由の自由記載を求めた。

調停に関する意識は、次の①～③に分けられた。

- ① 調停で纏まるか不安
- ② 調停手続内容の周知性不足
- ③ 調停利用の必要性なし

上記①～③の各々の理由中で、民間調停の和解合意に対する執行力付与の議論に影響を与えるものがあつた。

① 調停で纏まるか不安

理由 3 点のうちに、②法的拘束力がなく、双方が同意する和解案が纏まるとは思えない、があつた。

② 調停手続内容の周知性不足

理由 3 点のうちに、③法的拘束力もなく、かつ、実績がわからないので、実際の紛争には利用しにくい、があつた。

③ 調停利用の必要性なし

理由 4 点のうちに、③ 法的拘束力がないため、調停に頼る意味合いが薄い、があつた。

(3) 上記(1)、(2)の複数のアンケートのまとめ

法的拘束力付与そのものに関して

知的財産を活用する企業にとって、調停の利用を検討する際に、調停に法的拘束力がないことが利用しない原因となっている。

民間調停の和解合意に執行力を付与することを求める必要性ある。

法的拘束力付与のありかた

① 上記のアンケートの対象は、知財協会という日本の中で大企業である。

大企業ではない組織の紛争解決の担当者にとって、執行力の付与という制度に馴染みが無く、意義が明らかでないこともあり得る。

② 一般的に、ADR に関するアンケートでは、調停と並行して、仲裁についても意見を求めている。仲裁を利用しないと回答した者の理由として次があった

○仲裁が1回で決まってしまう、○その1回で負けるかもしれないことがある

○上記2点があるので、結局、上司に利用を提案説明できない

これらの理由の奥には、当該1回で決まった仲裁判断の結論には最終的な執行力があることが潜んでいると考えられる。

③ 民間調停の和解合意に執行力を付与するとしても、まず、当事者が、執行力を付与するか否かを選択できることが肝要であり、他にも、いくつか条件を付与することが適当であるとする。

3. 提案事項

執行力の付与をできるようにするとしても条件を付与することを提案する。

条件として、当事者が、執行力の付与の有無を選択できることの他に何があるか。

条件の例として、今回当 ODR 推進検討会が実施をしているアンケートの設問 Q10 においても4点が具体的に挙げられている。

知的財産関連の紛争を取り扱う当センターとしては、調停への執行力の付与を検討するにあたって、4点でほぼ網羅されていると考える。

実際の立法化作業にあたって、個々の執行に係る実務的な問題が生じないように検討を継続されたい。

以下、ユーザーである知的財産を活用する企業にとって、これらの4点を条件とすることが適当と考える理由を各々説明する。

(1) 和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていること

これを条件とすべきと考える理由

現在の当事者の意識

一方で：調停の結果合意された和解契約に効力がないことが調停を利用しない理由とされ

ている。

他方で：調停の和解合意に執行力が存在することが当事者を萎縮させる懸念

前者は、上記アンケート結果に基づく説明のとおり。

後者は、第二回会合で配布された岡田春夫京都国際調停センター長による「ADRを巡る近年の国際的動向について」の25頁で紹介。

この背景から、執行力の付与は、当事者が選択できることが望ましい。

(2) 裁判所の執行決定を経ること、つまり、裁判所という公的な機関により事後的な審査をすること

これを条件とすべきと考える理由

例えば、シンガポール条約の定め（第5条）では、救済の付与を求められた権限機関は、次の場合に救済の付与を拒否することができる。

- ① 和解合意が無効であること
- ② 和解合意に基づく義務が既に履行されたこと
- ③ 和解合意が不明確／和解合意が理解不可能
- ④ 調停人の重大な規範違反があること
- ⑤ 救済の付与が公序良俗に違反すること
- ⑥ 調停適格に欠けること
- ⑦ その他本条約に定める拒否事由があること

上記①から⑥のようなそもそも履行できない和解合意、或いは履行してはいけない和解合意を執行することを回避することは、適切どころか必要である。

日本においては、執行決定をする裁判所が、これらに該当する和解合意の救済の付与を拒否すべきか否かを審査することが適当であると考ええる。

(3) 執行力を付与するものとして、「消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合」を外すこと

これを条件とすべきと考える理由

金融業者と消費者との間の取引に関する紛争の解決の為にされた調停による和解合意に執行力が付与されるものとする場面を念頭に、いわば「債務名義製造業者」のようなものが発生しえるとの懸念に対処するため。

なお、知的財産を扱う企業が金融業者と消費者との間の取引に関する紛争の当事者になることは考え難いが、当検討会のアンケートに盛り込まれているので考えを示す。

4 案件ごとにADR機関が執行力の付与・不付与の選択をできること

これを条件とすべきと考える理由

知的財産を活用する企業が当事者である調停において考え得る和解内容

○当事者同士が同業者として企業活動を継続することが一般的である。

○同業者であることに起因して、使える技術や原料調達先を融通するような取引があり得る。

このようなビジネス取引ライセンスを含む和解合意は、将来を志向したもので有意義である。他方、執行力の付与に馴染まない。

和解合意の内容が執行力の付与に馴染まない場合、当事者が執行力の付与を望まないこともあり得る。

しかし、執行力の付与が馴染まない和解合意であるにも拘わらず、当事者が、法や執行の実務の不知等からこれを望むこともあり得る。その場合、ADR 機関としても、違法執行を避ける等、執行適合性のない調停に対して執行力を付与しない、と独立に判断できることが適切である。ADR 機関（専門家である調停人）が調停への執行力の付与・不付与を選択できることが適当である。

4 その他

和解合意内容が、例えば、特許権の移転である場合、特許庁が権利の移転登録を受理できるように、和解契約に、特許権の譲渡証の作成など、特許庁手続に必要な書類を債務者が作成することを明記する必要がある。このような注意は、執行力の付与の有無に拘わらず、調停人・両当事者が注意して和解契約書を作成する場合に当然に払うべきものである。

5 まとめ

条件付きで執行力の付与に賛成する。

条件は、以下のとおり。

- (1) 和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていること
- (2) 裁判所の執行決定を経ること、つまり、裁判所という公的な機関により事後的な審査をすること
- (3) 執行力を付与するものとして、「消費者が事業者へ債務を負う内容の和解をする場合」を外すこと
- (4) 案件ごとに ADR 機関が執行力の付与・不付与の選択をできること